

生類憐み政策の成立に関する一考察：近世 日本の動物保護思想との関連で

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

5

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

2005-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002881>

生類憐み政策の成立に関する一考察

—近世日本の動物保護思想との関連で—

根崎 光男

はじめに

現在、国内外を問わず、自然破壊の進行にともない、絶滅が危惧される野生動物保護の問題が声高に叫ばれるいっぽうで、農作物や樹木に甚大な被害を与え、あるいは人命に危害を加える有害鳥獣の駆除も大きな問題となっている。いずれの問題も人が意図的に引き起こしたものであるが、人のながい歴史過程の所産であり、人為の結果として生息する動物相に変動があったことは歴史的事実であると認識せざるをえない。人は人以外の動物との競合・協力・模倣、そして利用し、利用されることによって生存をはかってきた。このため、人を含むすべての種が生態系のなかで他の種と関係していることを再認識したうえで、人と動物の関係を改めて考えてみる必要があるであろう。

ところで、人と動物とは歴史的にどのような関係を築いてきたのか、特に日本人の伝統的な動物保護思想がどのようなものであったのかは、これからの動物保護や有害鳥獣駆除のあり方を考えるうえでも説明しておかなければならない課題の一つであろう。日本では古くから神社での殺生が禁じられ、その境内や池には「生類」が放たれたが、これは積極的な動物保護というよりも、人が罪障や穢を除去・忌避しようとする信仰の表れであった。信仰の結果としての動物保護は、春日大明神の神使としての鹿、日吉権現の猿、稻荷大明神の狐などがよく知られ、そのほか各地の民間信仰によってもさまざまな動物が信仰対象

として保護されてきた。

このような信仰性の強い動物保護と一線を画し、明確な動物愛護思想を打ち出した法令としては、近世日本のもとの「生類憐みの令」がもつともよく知られている。「生類憐みの令」は、五代将軍徳川綱吉の政権が発令した幕府法令だが、この名称で触れられた固有な法令が存在するわけではなく、「生類憐み」の趣旨を掲げたさまざまな法令の総体を「生類憐みの令」という歴史用語で呼んでいるのである。その本格的な研究は明治以来おこなわれ、これまでに多くの蓄積を有してきた。このなかで、嫡男を亡くして以来、跡継ぎに恵まれなかった綱吉が、子を授かるには生類を慈しんで殺生しないこと、という僧隆光の進言を受け入れて「生類憐みの令」を触れたとする見解が定説化した。以来、生類の憐れみを人々に強制し、人命よりも動物、特に犬の保護を優先したとされるこの法令は、綱吉政権の悪政の典型とされてきた。

さて、近年の研究により、「生類憐みの令」発令の原因を隆光進言説に求める見解は後退してきているが、今なおこの法令の発令時期・目的・歴史評価などをめぐっては諸説あつて大方の合意を得るにいたっていない。そして、最近の研究動向として、「生類憐み」の趣旨を掲げたさまざまな法令を「生類憐みの令」として一括りで把握することの限界を克服するため、そのなかにみられるさまざまな施策を分析し、その総体を「生類憐み」政策として読み解いていこうという機運が生

まれている。^① ここには、法令を分析するだけでは解き明かせない放鷹制度の縮小・廃止、鉄砲改め、捨子・捨て牛馬などの扱い、犬をはじめとする動物保護などの施策が含まれ、そしてこれら個々の施策をめぐる幕藩・朝幕関係、幕藩領主と民衆の關係などを明らかにし、さらには綱吉政権の性格やこの時期の自然および人間社会のありようをも視野に入れながら、「生類憐み」政策の社会的意味を問うていくことが重要になってきている。

このように、「生類憐み」政策の研究にはいまだ解決をみない課題が山積しているのだが、本稿ではそのなから、特にこの政策の成立時期の問題に焦点をしばって解明していきたい。そこで、「生類憐みの令」の発令時期をめぐるこれまでの諸説について確認しておこう。「生類憐みの令」研究のながい歴史のなかで、古くから貞享四年（一六八七）正月二十八日の「窓而人宿又ハ牛馬宿其外ニも、生類煩重ク候得ハ、いまた不死内ニ捨候様ニ粗相聞候、右之外、不屈之族有之におゐてハ急度可被仰付候、蜜々ニ而ケ様成儀有之候ハ、訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし御ほうひ可被下候^②」という法令、これは病氣になった「生類」を死去以前に捨てることを禁じたものだが、これをその初発とする見解が長い間定説化し、現在でもこの説を支持する研究者がいる。^③

いっぽうで、それより二年前の貞享二年二月の「頃日猥に鉄炮打候もの有之由相聞、不屈之至也、若隱置輩あらハ、曲事たるへし、一、鉄炮打捕候ものあらは、(略) 御褒美可被下之、たとひ同類たりといふとも、其科をゆるし、あたをなさ、る様に可申付者也^④」という法令、これは領主の許可のない鉄砲の使用を禁じたものであり、これをその初発とみる見解も根強く存在する。^⑤ 鉄砲の使用は「生類」の殺生に結びつくものだったからである。

しかし、近年もつとも支持されているのが、貞享二年七月十四日の

「御成被為遊候御道筋江、犬猫出申候而も不苦候間、何方之御成之節も、犬猫つなき候事、可為無用者也^⑥」という法令、これは將軍御成の道筋に犬や猫を出しておいてもかまわず、御成の際であっても犬や猫をつないでおく必要はないというもので、これを初発とみなす見解である。^⑦ のちの八代將軍吉宗政権下で、將軍御成の際に犬や猫をつなぎとめておくように命じられたことからすれば、この法令は綱吉政権独自の「生類」愛護策と捉えられると考えられるようになったものである。

いずれの法令も、「生類」の愛護を目的としたものか、「生類」の殺生を禁じたものである。これらの成立時期をめぐる諸説の最大の欠点は、隆光進言説の呪縛に引きずられた発令原因の説明が優先されてきたこともあつて、何をもって「生類憐みの令」のはじまりとみなすのかの論点を明示していないことであつた。なかには、塚本学氏のように、「生類憐みの令」という総括的な法規が制定されたわけではなく、生類憐みの趣旨をかけたさまざまな命令があり、措置がとられたのだから、生類憐みの政策がいつから始まるかを明確に指示することはできない^⑧とする意見もある。しかし、あらゆる政策の実施にはその時々々の社会的背景と当該政権の意図が存在するわけで、「生類憐み」政策についてもそれらの内容を丹念に究明し、また「生類憐み」概念を明確にすることで、その成立時期を確定できるのではないかと考える。ただ単に、鳥獣の愛護や殺生・食肉の禁止を明記した法令を「生類憐みの令」とみなすことになれば、その内容は拡散し、收拾がつかなくなる。こうなると、綱吉政権のもつて出された法令のみならず、それに類する内容をもつ法令は古代社会にまでさかのぼりうることになる。

たとえば、「日本書紀」の天武天皇四年（六七五）四月十七日条には、「今より以後、諸の漁獵者を制して、檻穿を造り、機槍の等き類を施くこと莫、亦四月の朔より以後、九月三十日より以前に、比弥沙伎

理・梁を置くこと莫、且、牛馬犬猿鶏の夫を食ふこと莫、以外は禁の例に在らず、若し犯すこと有らば罪せむ」とあり、全体として狩猟・漁撈を禁ずる内容となっているが、このなかで食肉が禁じられたのは農耕用の牛馬と家畜である犬と鶏、それに人に近い動物である猿であった。また『続日本紀』天平十三年（七四二）二月七日条にも、「馬・牛は人に代りて、勤しみ勞めて人を養ふ、茲に困りて、先に明き制有りて屠り殺すことを許さず、(略)今より已後は、禁断せしむべし、更に犯す者有らば、必ず重き科に擬てむ」とあり、牛馬の屠殺をきびしく禁止し、以後は違反を犯した者を重科に処すとしている。このように、古代日本においても、仏教思想の影響により、鳥獸の殺生・食肉を禁じた法令が少なくないのである。

江戸幕府に限ってみても、慶長十七年（一六一二）八月六日に出された農民取締法令の五か条のひとつに「牛を殺す事御制禁也、自然殺すものにハ、一切不可売事」とあり、幕府の牛の殺生禁止令はここまでさかのぼれることになる。さらに、藩にはこれよりも古く動物の殺生禁止令が存在する。藤堂家が伊賀国を領した当初の慶長十三年十月、伊賀名張城跡を預けた梅原勝右衛門に宛てた城附法度二十一か条中に「鹿猪牛犬、一切喰申間敷事」とあり、鹿・猪・牛・犬の食肉を禁じていた。これは、その時期に各地で動物の殺生と食肉が広くおこなわれていたことを物語るものだが、仏教の食肉忌避思想および神道の穢思想の影響により法制化されたものであつたらう。このように、江戸幕府成立当初から、動物の殺生と食肉を禁じる法令がでていたのだが、これを「生類憐みの令」とみなす論者は皆無である。

確かに、「生類憐みの令」が綱吉政権成立以前に出されていたという見解がまったくないわけではない。伊勢安濃津城主藤堂家が触れた法令に、寛文六年（一六六六）三月の犬殺し禁令があることから、「生類憐みの令」は家綱政権時代にさかのぼるといふ見解も提示されている。

しかし、そうした見解はきわめて少数であつて、大方の研究者は綱吉政権下で出された「生類憐み」の趣旨を掲げた法令を考えている。そして、もはや、「生類憐み」に関する法令を分析するだけではこの研究の進展は見込めず、この期の「生類」に関する諸施策も視野に入れ、それらを包摂した「生類憐み」政策の全体像を見極めていかなければならない段階にきているといえよう。

そこで、本稿では、紙数の関係もあつて、「生類憐み」政策の全体像については言及できないので、その成立時期と原因解明に焦点を当てながら、この政策の社会的意味を考えていくことにしたい。その際、この政策を將軍個人の性格や嗜好の問題からではなく、綱吉政権の社会状況への対応策としての視点からみていくことにする。

一 綱吉政権と馬の筋延ばし禁令

「生類憐みの令」といえば、將軍綱吉が犬公方と揶揄されたこともあつて、一般には犬の愛護令がつよく印象づけられているが、実際には犬に関する法令よりも、馬に関する法令のほうが早くきびしく触られた。綱吉政権は、前述した貞享二年（一六八五）七月の御成の際犬・猫つなぎ無用令に続いて、同年九月十八日、馬の保護にかかわる法令を触れた。

馬の筋のへ候儀、第一用方に不宜、其上不仁なる儀にて、御厩に立候御馬共、先年より御停止被 仰付候えとも、今以世上にてハ拵馬在之由候、向後堅御制禁被 仰出者也

馬の尾や腹などの筋を延ばすことは、その使い方にもよくなく、そのうえこれは馬の体の一部を傷つけるという「不仁」なことであるので、御厩の馬については「先年より」その禁止を申し渡しているのだが、今なお、「拵馬」の風潮があるようなので今後はさらにいつそうき

びしく禁止する、という内容である。当時の日本には、馬の体の筋を延ばすという「拵馬」が流行し、幕府はこれを一掃すべく「先年より」取り組んでいた。これは、単に、馬の虐待を防止してその保護を目ざしただけでなく、「拵馬」という悪しき流行を食い止めようとするものであった。

この法令は、江戸（「江戸町触集成」一三三七二号）や京都（「京都御役所向大概覚書」下巻）をはじめとする幕府直轄領の町村、加賀藩（「加賀藩史料」第四巻）、会津藩（「会津藩家世実紀」第四巻）、伊勢国津藩（「永保記事略」）、秋田藩（「新秋田叢書」十二）、鹿兒島藩（「鹿兒島県史料」旧記雜録追録二）、仙台藩（「伊達治家記録」第十巻）、岡山藩（「岡山県史」第二十一巻・備前家わけ資料）、庄内（「鶴岡」藩（「鶴ヶ岡大庄屋川上記」上巻）、八戸藩（「八戸市史」史料編近世一）のほか、「藩法集」の徳島・鳥取藩などでも確認でき、全国的に公布されたものであることがわかる¹⁴。

江戸や京都ではこの法令を町触という形式で触れているので、この法令は武士だけでなく、町人をも対象にしていたことがわかる。そのことを示すように、秋田藩では、この法令を「此度は強被仰出候」との認識をもって、「組下其外御支配之在々」まで徹底させていた¹⁵。また、庄内藩の史料には、この法令の伝達経路がよく示されている。まず、幕府老中の戸田忠昌が藩の留守居を私宅に呼んで伝達し、この留守居から国許に伝え、藩では「御家中・御町・在之寺社方」まで支配役所を通じて申し渡し、鶴ヶ岡町の町奉行所では大庄屋・惣肝煎に対して馬喰を職業とする者がいる五人組から雛形を示して連判手形（請書）をとるよう命じ、提出させている¹⁶。また鹿兒島藩では、この法令への対応として、領内で徹底させることはもちろん、「此等之旨琉球方可被申渡者也」とあり、異域としての琉球国へも通達していた¹⁷。この法令はそれまでとは比べものにならないほど、幕府自体強い決意をも

って全国に公布したものであることがわかる。

ところで、同年七月の御成の際犬・猫つなぎ無用令を「生類憐みの令」の初発とみる研究者は、この法令を疑うことなく「生類憐みの令」と捉えている。なかでも、塚本学氏はこの法令を「生類憐みの趣旨にたつ法令とみることが、十分に可能である。生類憐み政策を、とくに全国的に公示された法を中心にもみるなら、その起点をここに見出す主張も成立しよう¹⁸」と高く評価している。

そこで、もう少し、この法令が諸藩にどのように認識されたのかを検証してみよう。「会津藩家世実紀」の貞享二年九月十九日条には、「馬之筋延候儀、堅御停止之旨従公儀被仰出¹⁹」の記事が詳述されている。この日、幕府老中戸田忠昌から会津藩の「御間番」中村次郎右衛門が呼び出され、この法令を申し渡された。その際、これまでの「拵馬」については、構いなしということであった。そこで、中村は国許に、以後、家中の者や領内の馬喰たちが絶対に「拵馬」をしないように申しつけること、また違反した者を吟味することを伝達した。

いっぽう、会津藩主保科正経は、江戸城内で老中阿部正武から、会津藩領内の馬喰たちが「拵馬」を他地域に出荷しないよう命じること
を申し渡され、また違反した者を処罰するよう仰せ付けられた。直接、老中が藩主に法令の徹底を申し入れたことで、藩ではこの法令の遵守体制を整えた。これまで三百石以下の家臣で馬を所持している者には馬扶持を渡していたが、今後「会津立之馬」の筋を延ばした者には馬扶持を支給しない措置を講じた。ただし、すでに所持している馬が「拵馬」である場合や他地域から買い求めた馬が「拵馬」である場合には適用しないことにした。そして、「馬筋延候儀ハ先年也被仰出、猶今度被仰出」として、今後一切の馬の筋延ばしの禁止を厳命した。馬の名産地である会津藩領であるだけに、藩としても「会津立之馬」の筋延ばしを阻止する必要にせまられていたのである。

さらに、ここで確認したいのは、前述したように馬の筋延ばし禁令の幕令中に「先年より御停止被 仰付候」とあり、会津藩側の史料にも「先年も被仰出」と記されていることである。一体、「先年」とはいつ頃のことであろうか。「会津藩家世実紀」をたどっていくと、これに関連する幕令が会津藩に到達されたのは、延宝八年（一六八〇）にさかのぼることがわかる。同年八月十一日条には、「馬之筋延繕之儀御停止之旨公儀より被仰出」の見出しがあり、その内容は「毎年諸国より出候駒筋を延繕候事、向後御停止之旨、公儀ニ而被仰出、其筋々へ被仰聞候間、会津へも可被仰遣旨、当八日稲葉丹後守様御出之節被仰聞候二付、会津立之駒筋繕候儀堅停止可申付旨被仰出之」となっている。幕府は諸国の名馬産地から出荷される馬の筋を延ばす「拵馬」の流行に警鐘を鳴らし、その禁止を命じた。この時、会津藩には老中稲葉正則の子正往が申し渡し、「会津立之駒」の筋繕いの停止を命じたのである。

ところで、延宝八年八月の馬の筋延ばし禁令の幕令が、会津藩のみ触れられたのかといえば決してそうではなかった。「仙台馬薙録」の同年七月十九日条には、「前筋・後筋延候馬、又ハ尾杯拵候馬、公方様不応御意、御沙汰二候」とあり、前筋や後筋を延ばしたり、尾を拵えたりするなどの「拵馬」の流行が、綱吉には気に入らず、それらの禁止が仙台藩にも申し渡されていた。仙台藩では、毎年領内の馬を幕府に買い上げてもらっており、この幕令をどうしても遵守しなければならなかった。同年九月十一日条には、今年の御買上馬として用意したものを、老中土井利房に相談したところ、「拵馬」は買い上げないと申し渡されている。それでは買い上げてもらう馬数が少なくなると申し立てると、外見が「拵馬」や「繕馬」に見えなければ買い上げるといふ返事をもらっている。これらことから推察できることは、馬の筋延ばし禁令は綱吉の意向を反映して法制化された可能性がきわめて高いと

いえよう。

幕府日記には、延宝八年閏八月条に、この月のこととして「馬の筋を切る事をと、めらる」とあり、この頃幕府が馬の筋切り禁令を触れていたことが確認できる。ただ、馬の筋延ばしや筋切り、そして尾の拵えというものが、実際にどのようなものなのかは具体的にはわからないが、馬を格好よく見せるための手立てであったらしい。このことを「日本馬政史」では、馬喰町の公儀「馬駒郎」の証言を引いて、とも筋を切って「当時」とも「開きの広きを上馬とした慣例もあつた」とし、これは「畢竟馬は漸く実用方面を遠ざかり、一種の玩弄的飾ものと化せんとする傾向を示して居る」と分析している。いずれにしても、当時、馬を扱う者たちの間で馬容を格好よく拵えることが流行していたものらしい。

この時期は、家綱没後で、まだ綱吉は將軍宣下の前であつたが、「仁政」の方針のもとで政治を開始したころであつた。そこで、綱吉は、馬の筋延ばし・筋切りということ自体がその愛護の見地からも、またそのような悪しき流行が社会風俗の乱れや奢侈の風潮を助長させているとの認識から幕令としてまとめあげ、これは当面の政治課題であつた風俗矯正および綱紀肅正・奢侈禁止策の一環をになうものであつたとみられる。

このように、貞享二年九月十八日に幕府が全国に公布した馬の筋延ばし禁令は、延宝八年の夏に触れた馬の筋延ばし禁令が守られなかったことにより、以後徹底を期すためにたびたび触れた延長線上の法令であつた。貞享二年九月の馬の筋延ばし禁令が「生類憐みの令」だとすれば、延宝八年七月から八月にかけての幕令もほぼ同じ内容であるので「生類憐みの令」とみなすことが可能である。しかし、この延宝八年令をもって「生類憐みの令」のはじまりとみなす研究者は見当たらない。つまり、その徹底を再度期すために触れた法令が「生類憐み

の令」と考えられているのに、それ以前に出された同様の法令が「生類憐みの令」とは考えられていない、という不可解な論理展開に陥っているのである。このため、「生類憐みの令」とはいかなる法令であるのかを改めて考えてみる必要があるといえよう。

二 生類をめぐる初期政治

網吉政権は、発足当初の延宝八年（二六八〇）以降、馬の筋延ばしという悪しき流行に警鐘を鳴らし、それをくい止めるべく馬の産地として知られた奥羽諸藩に禁令を出した。発令当時、この禁令は馬の愛護を目的としたものというより、「拵馬」や「繕馬」を競うことによつて馬の値段をつりあげるといふことが奢侈の風潮や風俗の乱れを助長させるものと考えられていたことによるものであつたらう。ところが、この流行はその禁令によつて治まるところか、江戸をはじめ全国に広がり、人々は人気の高い「拵馬」や「繕馬」を求めていたのである。幕府は、天和期、さらに貞享期に入つてもこれに関する禁令を出し、その流行をくい止めようとしたが、一向におさまる気配はなく、法令文言の口調を強めながら同様の禁令を出し続けることになつた。

また、網吉政権はその初期に將軍の鷹狩りの不行使や鷹役人の削減、恩賜鷹場下賜の不履行、鷹の鳥や初物の下賜の一部中止、鷹部屋の一部撤退などの放鷹制度の縮小に取り組んだ。これらの措置を殺生の抑止とみる見解もあるわけだが、そのように理解した場合、以後もなぜ幕府がすぐに鷹狩りの継続による鷹の鳥の贈答儀礼を含む放鷹制度を廃止しなかつたのかの説明がつかなくなる。將軍網吉は、当初から放鷹制度の廃止を目ざしてこれらの措置を講じたのではなく、本人の意思はともかく、この期の縮減は当時の幕政の基調である「仁政」の実現、具体的には役人の綱紀肅正や奢侈禁止、儉約の推進などの一環と

して推進されたものであつたらう。そして、これは幕府が政治制度を大幅に見直し、行政改革（機構改革）・財政改革の一翼を担わせるために取り組んだものであり、従来の伝統にとらわれない大胆な改革であつたといえよう。

さて、天和三年（二六八三）二月、幕府は長崎奉行に対して、「羅紗・狸々緋、其外毛織類」「金糸」「植物類」「薬種にならざる唐木」「煎物類」「飀物類」とともに、「生類」の輸入を禁じる通達を出している。もちろん、この措置は舶来の贅次品を輸入させない目的をもつていた。しかし、これは網吉政権がはじめて打ち出したものではなく、家綱政権時代の寛文八年（二六六八）三月の幕令でも「小間物道具」「珊瑚樹」「たんから」「丹土」「加羅皮」などとともに「生類」の輸入が禁止されており、それを踏襲したものであつた。この二つの幕令には輸入禁止品目に大きな違いがあるが、どちらも「生類」をその対象としていた。この間に動物の輸入を規制する法令は確認できないが、再度「生類」の輸入を禁じていることからすれば、それまで守られていなかったということであろう。三代將軍家光の時代、將軍家では長崎を通じて舶来の「生類鳥獸」を入手しており、寛永十四年（一六三七）十月七日には平戸藩主松浦鎮信から「異国禽獸、鳩・犬・インコ・雉子」を献上されていた。オランダ・中国を通じて、日本に多くの鳥獸が輸入されていたのである。その後、大名のなかには珍獸奇獸を求める者もでており、家綱時代に奢侈禁止の一環として「生類」の輸入禁止に踏み切り、その方針を網吉政権も踏襲したのである。

次に、網吉政権がその初期において、人々の「生類」殺生という行為にどのように取り組んでいたのかを確認しておこう。町奉行所が編纂した「御仕置裁許帳」は、江戸牢屋入牢者が起こした犯罪にかかわつて出た判決の判例のなかで、のちの裁判に有効となる判例をまとめたものである。このなかに、天和二年十月、江戸の無宿者が本銀町四

丁目で八右衛門と三郎兵衛が飼っている犬二疋を殺し、吠に入れているところを捕らえられたという記事がある。この無宿者は町奉行所の取り調べにより、「黒坊主と申者手合にて、犬殺し候段白状」とある。この事例は犬の殺害が意図的であったことを示し、その悪質さのためでもあろうが、死罪に処されている。この判決は「生類憐みの令」発令以前と考えられている時期のものだが、犬殺しはその罪状にもよるが死刑に処せられることもあった。

この「御仕置裁許帳」には、この事件以前にも、寛文十年代の四件の犬殺しの事例が載せられているが、このうち二件は薩摩に流罪、一件は佐渡に流罪、残る一件は「日本橋より三里近辺追放」に処されている。特に、四件とも江戸小石川居住の者が犬殺しをおこない、このうちの三件は鷹匠頭清水権之助吉春配下の餌指職周辺の者が引き起こしている事件であった。餌指は幕府の鷹餌を調達する役職で、この頃その餌には犬や鳥の肉が使われていた。日常的に動物の殺生を生業としている餌指職周辺の人間には、犬殺しにあまり抵抗感がなかったということであろう。その罪状にさまざまな事情があるとはいえ、同じ犬殺しという犯罪でありながら、処罰の軽重に差があるのを詳しく説明できないが、その差は殺生と深くかかわっていた餌指職周辺の者と、犬を興味本位や食肉のために無謀に殺す無宿者という、犯罪者の身分や存在形態の違いによるものであろうか。

このように、犬殺しは従来から重罪の対象であり、これは全国的な傾向でもあった。近世前期から諸藩でも犬殺しや犬飼いに対する取締りを強化していた。『会津藩家世実紀』の正保三年（一六四六）十一月二十四日条には、「牛・犬を殺候儀、御停止被仰出」の見出しがあり、「此頃牛或者犬を殺候二付、御法度被仰出候条々、牛を殺売候儀可為曲事旨、人々飼候犬を隠候而殺候ハ、当人ハ不及申、寄合喰候者共可為曲事、縦下々犬を食候共、屋敷主犬を料理候家主可為油断旨、隠候

而牛・犬杯殺候者之儀訴人仕候ハ、御褒美可被下旨被仰出之」と記されている。藩が領内での牛や犬の殺生と売買とを禁止し、その密告を奨励したものが、その背景にはそれらの食肉の習俗が存在していた。文中に「寄合喰」ともあるので、集団での食肉も頻繁におこなわれていたようであり、その対象が牛と犬であって、馬でなかったことも興味深いことである。

ところが、会津藩には犬の殺生を容認しなければならぬ事情もあった。領内の農民は、藩主がおこなう鷹狩りの鷹の餌として犬肉が使用されていたため犬を飼育し、毎年高千石当たり犬一疋の上納を命じられていた。そして、同書の慶安三年（一六五〇）三月二十八日条に「御領中之天數多有之候得共、御鷹之餌二相成候犬ハ少ク、悪犬者何程子を生候而茂御用ニ不立候、依而悪犬者殺候而能犬を残置可然、尤百姓共御鷹之餌二不成犬者不殘殺申度相望候」とあり、現実問題として、農民の側から鷹の餌とならない「悪犬」を殺生したいという要望がでていたのである。

そこで、藩では餌差頭の半助に犬改めを命じ、その結果、領内には二六八七疋の犬の存在が確認でき、そのなかに鷹餌となる犬四二八疋、助け置くべき老犬父狗一八二疋、同じく老犬母狗三六三疋、子犬一九三疋が含まれ、残りの一五二二疋が「悪犬」であることが判明した。しかし、藩では、領民の犬の飼育理由が番犬・食犬・鷹の餌のためというように多岐にわたるものであり、それにもかかわらず、すべての「悪犬」の殺生を強制することになれば飼い主が迷惑する場合もあり、また一部の犬の殺生を容認するのも不憫であるという理由で、従来どおり犬の殺生を禁止した。

それでも領内の農民からは不用な犬の殺生の要望が相次いだようである。同書の承応元年（一六五二）六月十八日条には、「御鷹之餌二不成犬共飼置候得者、其所之費二成候間、左様之犬者折々疋疋宛も殺

候而、能犬計を飼置度由、郷村所々より訴出候、己之犬を殺候事、或者悪犬を殺候様ニと被仰付候事ニ茂無之候間、犬主之分別次第ニ可致旨被仰出之³²とあり、鷹の餌にならない飼犬を殺したいという領民の要望を受け入れて、犬の殺生は飼い主の判断に委ねられることになったのである。ここには藩が犬殺しを原則として禁じながら、飼い主による飼犬や「悪犬」の殺生を強制するということは社会道徳として馴染まないとする認識が示されていて興味深い。この時期、会津藩では、犬殺しとは他者が飼い主のいる犬をその許可なく殺すことであり、飼い主による飼犬の殺生を含まないと認識していたのである。

しかし、それ以後も、会津藩領内では犬の殺生が跡を絶たなかった。藩では、明暦元年（一六五五）四月十七日、「犬殺候者、御咎方之次第被仰出」とあるように、領内に犬殺しの処罰規定を申し渡した。ここには「犬を殺候者之儀、侍町ニ而下々之者ニ候ハ、久敷牢舎申付、其外悪事仕候儀相頭候ハ、誅伐可仕候、又在郷町中杯ニ而、此族之者於有之ハ、其犬之直段、壹疋ニ付金壹分と銀拾匁、三二倍之過料金を犬主方へ出候様可申付旨被仰出之³³」とあり、犬を殺した場合、「侍町ニ而下々之者」は「久敷牢舎」とし、在郷町の殺犬者は犬の値段の三倍の過料金を犬主に渡すこととしている。ここで犬一疋の値段を金一分と銀十匁としているのは、領民が藩に上納すべき鷹の餌犬を飼育していない場合、飼犬請負の者に支払う犬一疋の代金がこの値段であったからである。会津藩では、このような処罰規定を設けなければならぬほど、食犬をはじめとする犬殺しが行っていたのだが、犬殺しを「悪事」とみならず認識がいよいよ広がりをもたせ、そうした新しい社会秩序の構築が推し進められていたのである。

いっぽう、全国の町方では犬害が深刻な問題となっていた。岡山藩は、延宝七年五月十二日、岡山の町方に次のような法令を触れた³⁴。

一、町方ニ犬飼候儀、先年より停止ニ申渡候処ニ、町内ニ犬多見

へ申、定而犬飼申者ハ有間敷候、はなれ犬參候而居申候を子共など追廻り候ニ付、なつき候て町々犬居申と見へ申候、自今以後、犬參候ハ、ぶち出し、町ニ置申間敷候、付り、預り犬など有之様ニ沙汰聞候、堅預り申儀無用ニ候

岡山の町方では、「先年より」犬の飼育が禁じられ、町にやってきた犬を追い出すよう命じられ、預かり犬も禁じられていた。この発令の背景には、「町内ニ犬多見へ」という状況があり、多くの犬が町を闊歩して人に噛み付き、あるいはゴミを喰い散らかすというような被害に悩まされていたのである。また、町方では犬害に対する防衛策として犬殺しもおこなわれ、そのなかには食肉のための犬の殺生も含まれていたとみられる。これらを未然に防止するために、犬飼い自体を禁止したのと思われる。

庄内藩でも、貞享二年（一六八五）八月十一日、鶴ヶ岡の町方に次のような法令を触れている³⁵。

一、当御町中ニ犬多ク有之候間、当才之犬ノ子飼不申候様堅御申付可有之候、老犬も飼申間敷候由、是又前々より御法度ニ候、老犬之儀他国へ追私可被申候、犬之儀ころし申儀ハ堅ク可為無用由ニ候、川北・川南・酒田等へ越候而も立帰り候間、俵ニ成共入、其犬飼申候犬主ニ為持、最上・越後之方へ成共遠国越申様ニと被仰付候

一、無主犬有之候ハ、其町より町人足ヲ以早々他国へ追私、是又俵ニ成共入、重而立帰り不申候様ニ仕越可申候、右之通早々急度可被申渡候

鶴ヶ岡町でも多くの犬が徘徊しているという現状を踏まえて、生まれたばかりの子犬や老犬の飼育を禁じていた。ここには子犬の増殖に対する警戒感と老犬飼育が無駄な出費になるという認識があったことを物語っている。そして、この措置は「前々より」のことであり、老犬

は他国に追っ払い、いっぽうで犬殺しを禁止していた。なお、犬を川北・川南・酒田などの近場に追っ払ってもすぐに舞い戻ってしまうので、飼い主が俵に入れ、責任をもって最上や越後方面といった遠国に捨てに行くよう申し渡している。また、野犬はそれが住みついた町が町人足を使って他国に追っ払い、俵に入れて持ち運び、立ち戻らないようにすることが命じられている。ここには、犬害対策としてきわめて具体的に子犬・老犬・野犬の他国追っ払いを指示しているが、わざわざ面倒な他国追っ払いを義務づけているのは、それだけ犬害が藩の町方支配上、深刻な問題であったということであろう。ただし、ここで成犬の飼育が禁じられず、またその追っ払いも強制されていないのは、町方では成犬の用途があったということに注意しておく必要がある。

このように、わが国では近世前期から全国各地で犬殺しや犬飼いが禁じられ、特に町方でそうしたことが大問題となっていた。町方には餌を求めて集まってきた野犬や町人の癒しとして飼われた犬が多数おり、これが犬害を引き起こし、そのために犬殺しが発生し、またそうした状況のなかで無頼の輩が犬を殺して食べるということもみられた。このため、これに違反した人間は武士・庶民を問わず、きびしい処分を受けた。仏教思想の影響により、わが国では古くから犬殺しを含む動物の殺害を野蛮視する認識があり、しかしいっぽうで、犬殺しなどで憂さを晴らしたり、食犬を楽しみとする輩も存在し、幕藩領主はそうした殺伐とした社会を変革させるためにその根絶に取り組んでいた。もちろん、犬殺し自体は嚴重な取締り対象であったが、殺犬者個人を摘発するだけで解決する問題ではなく、鷹餌の供給や都市生活とも深く結びついているものであった。網吉政権初期におこなわれていた犬殺しや犬飼いに對する規制や処罰は、幕府に特徴的なものではなく、諸藩でも広くおこなわれていたのである。

三 「生類憐み」文言の成立と意味

網吉政権が、その成立当初から、馬の筋延ばし禁令や「生類」の入禁令などを触れていることからすれば、「生類」にかかわる政策を実施していたことだけは確かである。しかし、これらは「生類」愛護のためというより、悪弊の是正や奢侈の禁止を目的とした政策であったように思われる。また、鷹役人の削減を含む放鷹制度の縮小も、殺生の抑止を意図していた可能性を否定しえないが、それよりもあまりにも肥大化した放鷹制度の役割を後退させ、それはこの政権がその初期に進めた行政改革の一翼をになうものであった。そして、これらは網吉政権の「仁政」の実現の一環であり、この政権が認識する社会悪を正す具体策として位置づけられる。

まず、網吉政権は「仁政」を実現するため、古礼の破棄を含む全面的な構造改革に取り組み、その初期においては当該期の社会悪を正すため綱紀肅正・風紀矯正・賞罰厳明の諸策を進め、その具体策が役人の改易・免職・処罰・削減であり、儉約を推進する奢侈禁令であり、「生類」の虐待禁止を含む悪弊是正策などであった。なかでも、網吉政権が発足してからまもなく、悪しき流行である馬の筋延ばしを禁じる法令を幾度となく発令しても、この流行が廃れるどころか、全国的に「拵馬」や「繕馬」の風潮が広がりをみせ、違反者が絶えなかった。それまでの「生類」愛護策は悪弊是正策のひとつとして展開したものであったが、この政権の問題意識の高まりから、「生類」の愛護が「生類憐み」へと収斂し、強権の発動によってその徹底を期すために実施されたのが「生類憐み」政策であったとみられる。この政策は単なる「生類」の愛護とは一線を画す網吉政権特有な政策であり、この政権の中軸を担う政策となっていくのである。

それでは何をもち「生類憐み」と捉え、一般の「生類」愛護との

違いをどこに見出したらよいのであろうか。これを考えるにあたって、「生類憐み」文言に着目してみたい。その前に、「生類」という言葉についても考えておこう。この言葉は、現在の国語辞典では、「生あるもの」あるいは「いきもの」と説明されるが、歴史的には仏教色の強い文章のなかに登場することが多い。天慶三年（九四〇）の平将門の乱を描いた日本最初の軍記文学『将門記』には、「口に甘しいへども、恐れて生類を食すべからず、心に惜しむといへども、好みて仏僧に施し供すべからず」とあり、仏教的な食肉禁忌の思想で語られる文章のなかに登場する。また、平安後期の仏教説話集である『今昔物語集』には、「生類の肉を食する人は、仏の種を断て、悪道に墮つる道也」とあり、同様に仏教上の食肉禁忌を説く文章に確認できる。このように、「生類」という言葉は、十二世紀にはいくつかみえ、仏教の殺生禁断と深くかかわって用いられる場合が多い。しかし、時代の推移とともに、魚鳥獸を神に捧げる神事をおこなう神社では、その存在意義を問われるようになり、十三世紀後半に成立した『沙石集』巻一には、「生類を神明に供する不審の事」という話があり、その神事の説明に苦慮している。³⁸ 殺生禁断・食肉禁忌の対象としての「生類」と神事用の生贄としての「生類」の扱いとの間に矛盾をきたし、前者は「慈悲」と「放生」の実践、後者は「穢れ」の清めによって払拭していくことになる。つまり、仏教と神道の社会的浸透によって、殺生の罪と食肉の穢れが一つの価値観として定着していったのである。

そうした古い時代の「生類」をめぐる歴史の延長線上に、綱吉政権の「生類憐み」政策も位置づけられる。綱吉時代の幕府法令を調べてみると、その条文中に「生類憐」「生類あわれみ」などという言葉が登場するのは、貞享三年（一六八六）七月十九日の次の法令が初見である。³⁹

一、最前も委細申渡候得とも、今以無主犬參候而も食事たべさせ

す、又ハ犬其外生類とりやり致候儀も、今ほとは不仕候様に相聞候、生類あわれみ候様に被仰出候儀を、心得違二而有之候と相見得候、何事に付而も生類あわれみの志を肝要仕、諸事かたつまらざる様に心得可申候

この法令は二か条から成文化されているものだが、この条文は二か条目の部分である。第一条では江戸の町中で大八車や牛車などが犬などを引き損じていることに対して注意を喚起し、第二条では「最前」から申し渡しているように、野犬に餌を与えなかつたり、犬やその他の生類の遣り取りをしないということは「生類あわれみ」を心得違ひしていることであるから、「生類あわれみの志」をもって対応するように申し渡している。

次に、「生類あわれみ」の言葉が登場する法令は、貞享四年二月二十一日のものである。³⁸

此ころ、犬之儀二付申渡候趣、年寄共心得違有之候故、重而被仰出候覚

一、面々飼置候犬、毛色杯能印置、見得不申候得ハ何方より成と犬をつれ参り、数合七候様二風聞有之候、畢竟人々生類あわれみ候様二被思召、段々被仰出候所ニ、実無之仕方共二候、向後ハ養置候犬など見不申候ハ、随分相尋、しれ候様二可仕候、若鹿末ニ仕候者有之候ハ、支配之者方迄可訴候、他所より参候犬杯有之候ハ、鹿末ニ不仕養置、主しれ次第二返し可申者也

この法令は、十日前の二月十一日に老中たちが触れた法令に間違ひがあり、それを知った綱吉が「心得違」があるとしてすぐに撤回し、再度触れさせたものである。「心得違」とされた法令は、「町内二有之犬を相改、毛付などいたし、若他所江参候得は難儀かり、方々相尋候由相聞候、不相見候ハ、達而相尋候二不及候、又ハ主なし犬、何方より町内江参候共、無構其分二いたし指置可申者也」³⁹ というものであり、

ここでは町内の犬を登録し、もし行方不明になった場合にはあちこち尋ね歩いているようだが、そこまでする必要はないとしていた。ところが、その十日後に改められた法令では飼犬の登録はもちろん、もしその犬が見えなくなった場合には徹底的に探すように命じ、替え玉により数合わせでごまかすことなく、「生類あわれみ」を心がけるよう厳命したのである。法令の内容に大きな隔たりがあったわけだが、綱吉の怒りにふれた老中たちは、同日二十四日まで出仕を止められ謹慎させられた。⁴⁰⁾

その次に、「生類あわれみ」の文言がみえるのは、貞享四年四月の五か条からなる法令である。第一条で捨子を養育すること、第二条で人が傷つけた鳥類や畜類は届出ること、第三条で野犬に食物を与えること、第四条で異常なく飼犬が死んだ場合の届出は今後必要がないこと、そして第五条で「犬斗にかきらす、惣而生類人々慈悲之心を元といたし、あわれみ候義、肝要候事」と結んでいる。ここでは、「生類あわれみ」の趣旨として、人々が「慈悲之心」を第一とし、その保護にあたるのが重要であるとしている。この幕法は、江戸（『江戸町触集成』二五六六号）や京都（『京都御役所向大概覚書』下巻）のほか、幕領村々（『三郷市史』第二巻・近世史料編一）はもちろん、加賀藩（『加賀藩史料』第四巻）・盛岡藩（『宮古市史・資料集・近世一』）・仙台藩（『伊達政治家記録』十一）・尾張藩（『町中諸事御仕置帳』）・伊勢藤堂藩（『永保記事略』）、それに『藩法集』の鳥取藩・熊本藩・龜山藩などで触れられたことが確認できる。「生類憐み」の趣旨を掲げて全国に公布されたものとしては、これが最初であつたらう。

同月、武蔵国寺尾・大場両村の者が「病馬捨」をおこなったことが発覚し、これが「生類あわれみ」に抵触するということで、本来ならば死罪に相当する罪であるが、今回は命を助けられて流罪に処されている。⁴¹⁾これは、「生類あわれみ」を名目とした処罰としては早期のもの

であり、法令の遵守のみならず、いよいよ処罰も本格化していったのである。

次いで、「生類憐み」文言は、貞享四年十月十日の「口上二而名主・月行事江申渡之覚」に現れている。

一、生類憐之儀被仰出候得ハ悪敷心得、互ニ生類取やり仕候儀も不自由成様ニ仕候、惣而そく才なる犬来候得ハ、食物もたへさせ、煩候犬など来候得ハ、聊爾ニ食物などたへさせ不申様ニ仕候、此段何れも心得違ニ而候、上より被仰出候ハ、人々仁心も出来候様ニ被思召候而之儀ニ候所ニ、うわへ斗守候様ニ仕候而、内心に憐愍之志うすき仕形ニ而不届ニ候、たま〜生類あわれみ候者も有之候得ハ、却而出来したて仕、すへ〜町所之やつかいにいたすへきなど、申置も有之候様ニ相聞候、度々申渡候趣を相守、人々心より慈悲之志のおこり候様に仕へし

この町触は、江戸の町方に「生類憐」を徹底させるため、口頭で伝達する「口上」という形式で名主や月行事に申し渡したのだが、その趣旨に誤解が生じていたようである。幕府は従来より野犬に食物を与えるよう申し渡していたが、町方の人々は元氣な犬がやってきた場合には食物を与えるものの、病犬がやってきた場合には関わり合いになるのを怖れて食物を与えなかった。この風潮を戒めて、「お上が生類憐みを仰せ出されたのは、人々が仁心を育むようにと思し召されたことである」にもかかわらず、人々は表面上遵守しているように見せているが、その内心は「生類憐み」の志が薄かったようである。このため、その趣旨をはき違えることなく、人々が内心から「慈悲之志」をもつように促している。「生類憐み」の実践は、人々の心中に「仁心」や「慈悲之志」をもって生類に接することだとしている。

本来、「仁」は儒教用語、「慈悲」は仏教用語であるが、仏教と深いかかわりをもつ「生類憐み」の用語の趣旨を二つの思想から導き出し

ている。十七世紀後半に熊沢蕃山が著した「集義外書」では、「仁」と「慈悲」を次のように説明している。「仁と慈悲とちがひたる事とは思ひ侍りながら、仁といひては人合点しがたき故に、慈悲と申侍り」との問いに対して、「仁を慈悲といひて、合点させんよりは、一向に合点させぬぞよき、仏氏の慈悲といふは、乞食に物をとらせなむとする事、人をあはれむ事をこしらへて慈悲とす、これを以菩薩の修行となす、それ仁は天地の物を生育し給ふ根本の生理なり、人に有ては心の徳たり、無欲無我にして、万物を以一鉢とす、其物をあはれみ、施しすくふことは、無心自然の用なり、こしらへてすることなし」と答えている。⁴⁶ここでは、当時「仁」と「慈悲」とが混同されて使用されている情況を認めながら、作り物の憐れみを基礎とする「慈悲」よりも「無欲無我」を基礎とする「仁」を理想的に捉えている。自説を批判する僧侶に敵視感を抱いていた蕃山の言説であるだけに、その内容をそのまま信用するわけにはいかないだろうが、当時「仁」と「慈悲」とが近似的な言葉として使用されていたことだけは認めてよいだろう。

以後の「生類憐み」政策の継続のなかでも、幕府は生類に対する人々の「仁心」と「慈悲之志」の涵養を基礎として、この政策を推進していった。そのことは、元禄七年（一六九四）十月十日、江戸城黒書院溜において、老中たちから諸役人に次のような申し渡しがあったことでも知られる。⁴⁶

於御黒書院溜御老中列座ニ而有合之面々江被仰渡候者、前々より被 仰付候生類あわれみ一通りニ而ハ無之、深き 思召有之、御仕置之為ニも下々迄仁心を専らに仕、少も曲りたる義無之、万一了管違致者有之共取繕不申、有躰に申上候様 思召候、生類あはれみ之義も、或は外聞を存し、或は追従輕薄之心を以内心に無之、うらへのつくろひを致、仁心に紛候儀不仕様相慎候へハ被 仰出無之候而、おのつから御仕置立申候、如此候間同役中物語、組中

へも申聞、次家来・百姓にも右之心懸申合候様ニとの事二候
右之通被 仰渡候

以前から「生類憐み」を申し渡しているのは、「生類」を憐れむという一つの目的のためではなく、將軍の深い思召しがあったのである。それは世の中が治まっていくなために下々の者まで「仁心」につとめ、もし間違った行為をおこなった場合でも取り繕わずに正直に申し上げてほしいとの思いからである。「生類憐み」についても外聞を考えたり、内心の伴わない偽善的な態度や「仁心」を装った行為をしなければ、いちいち上から指図をしなくとも自然と世の中が治まっていくものである。だから、この心掛けを同役・組中・家来・百姓にも申し合せてほしいと命じている。つまり、「生類憐み」政策は、「御仕置」（国家統治）にかかわるものであり、誰もが「生類」を憐れむ「仁心」を育むようになれば世の中が治まっていくというのである。

このように、「生類憐み」政策の意図するところは生類に対する人々の「仁」と「慈悲」の実践であることが条文に明記されるようになり、その徹底は人々の「仁心」と「慈悲之志」の涵養にかかっていたのである。「生類憐み」を実践するための道徳的な規範が明示されたのだが、その文言は現在判明する幕法を調べてみても、貞享三年七月十九日の野犬保護令以前にはさかのぼりえない。しかし、貞享二年九月十八日の馬の筋延ばし禁令には、馬の筋を延ばす行為は「不仁」であると説明しており、「生類憐み」の文言こそ見えないものの、それと同じ趣旨に立つ法令とみることができよう。

そこで、「生類憐み」の文言がどこまでさかのぼりうるのかを検証してみよう。前述したように、この文言は貞享三年七月以前の幕法には見当たらないので、その他の史料から探ってみることにする。「会津藩家世実紀」の貞享元年六月七日条には「果鷹御献上被相止」の見出しがあり、そのなかに「公儀江果鷹御献上被成候事者会津御入部之翌年

より毎年被差上、其内二者物数格別ニ上り、公方様御喜悦之御沙汰有之儀ニ相到候程之事ニ而、尤一兩年中絶ハ候得とも、当年迄引続年々被献候処、今程生類憐之事被仰出候節ニ付、御入用無之由御老中様より御断ニ候間、此以来被相止之⁴⁷⁾との記述がある。会津藩では藩成立以来、数年を除いて毎年幕府に菓鷹を献上してきたが、幕府が「今程」「生類憐之事」を仰せ出された時節なので、菓鷹献上の必要がないことを幕府老中から申し渡され、これにより会津藩では將軍家への菓鷹の献上を中止したというのである。管見のかぎり、幕府方針として示された「生類憐」の文言としては最初のものである。

ここで重要なのは、幕府が会津藩に「今程」「生類憐之事」を命じたということであり、これによって会津藩ではこれまで継続してきた將軍家への菓鷹の献上を停止しなければならなかったという事実である。この時の「生類憐」の内容は判明しないが、いずれにしても会津藩の恒例行事としての將軍家への菓鷹献上を停止させる内容を含んでいたことは明らかである。菓鷹の献上は鷹狩りを前提とするものであり、その鷹狩りは殺生を前提とするものであり、「生類憐み」に抵触することは明らかであった。また「今程」という時期の明示があるところから、それは貞享元年五月下旬から六月初旬のことであったとみられるが、この時期どのような「生類憐み」政策が打ち出されたのかは幕府側の史料からも見出せない。今後の課題とせざるをえない。

なお、この段階の「生類憐み」は幕府の内部事情から打ち出されたばかりの政策であって、全国の諸藩に徹底させようとするものではなかった。この段階では特定の藩が幕府の「生類憐み」政策にかかわる指示を受け履行するだけであった。会津藩では幕府からの指令により將軍家への菓鷹献上を停止したものの、以後も領内の山々で「鷹待」(鷹の捕獲)を継続し、これを止めたのは元禄六年(一六九三)九月二十七日のことであった。また、元禄元年九月二十九日には將軍家から

異例の鷹二居を拝領し、会津藩の「御聞番」小原久太郎と鷹匠二人が連れ立って幕府の若年寄稲垣安芸守重定の邸宅で受け取っている。このため、老中や若年寄に「御札」を済ませたほか、幕府鷹匠頭小栗正直に「御太刀馬代黄金壹枚」と格別に蠟燭二箱を添えて贈呈し、幕府鷹匠二人にも銀子三枚ずつを贈っている。幕府は「生類憐み」政策の一環として会津藩に鷹献上の停止を命じたが、以後も会津藩主は將軍家から鷹を拝領し、会津藩の放鷹制度に大きな変化はなかったのである。

ところで、貞享元年段階で將軍家への鷹献上停止を命じられたのは会津藩のみだったようで、以後も諸藩では幕府への鷹献上を継続していた。松前藩では貞享四年に幕府から「御鷹御用無之内ハ献上延引可仕旨被仰付⁴⁸⁾」との命があり、鷹献上を停止した。また、今治藩では、「今治拾遺」の貞享四年六月二十六日条に「於江戸御鷹献上、向後御無用之旨被仰出候⁴⁹⁾」とあり、この年幕府が鷹献上停止を指示したことが記録されている。貞享四年といえは、「生類憐み」政策が本格化する時期であり、このなかでいくつかの藩が鷹献上停止の指令を受けたことが確認できる。庄内藩でも、貞享四年九月二十六日、鶴ヶ岡の上肴町鷹部屋で飼っていた熊鷹二居を「御用ニも無之」という理由で高坂山に放ち、それに立ち会った高坂村の肝煎・山守・組頭から請書を取った⁵⁰⁾。鷹の放鳥が厳格におこなわれていたことがわかる。

ところが、会津藩・松前藩・今治藩よりもかなり遅れて鷹献上停止を指示された藩もあった。仙台藩では、「伊達治家記録」の元禄六年九月四日条に、「阿部豊後守殿ヨリ公儀使ヲ召シ、当年ハ御献上ノ鷹無用ノ由命セラル⁵¹⁾」とあり、幕府老中阿部正武から鷹献上無用を指示されている。同じ時期、弘前藩や盛岡藩でも將軍家への鷹献上の停止を命じられていた。「鷗籠籠中記」の元禄六年九月条には、「江戸へ下る御鷹師衆、管根迄着之時、早飛脚来て、江戸にて御鷹御つかひ不被成間、

是より可帰登⁵⁵とあり、江戸へ向かっていた尾張徳川家の鷹師たちが箱根まで来た時に幕府の鷹遣い停止を知らされ、引き返している。これからもわかるように、この時期の諸藩への鷹献上無用の指令は、同年九月十日の幕府の鷹遣い停止方針と連動した一連の措置であった。

このように、幕府から諸藩への鷹献上停止の指令時期は各藩によって異なり、いくつかの画期はあるものの、統一的に実施されたわけではなかった。この措置が幕府放鷹制度の縮小策の延長線上に位置づくものとはいえ、直接的には「生類憐み」政策にかかわってはじまったものであることを明確にしておく必要がある。そして、幕府放鷹制度の縮小・廃止が一挙に進まなかったことがこうした対応を生み出し、また將軍家と大名家との間には固有の絆やそれぞれの大名の格式に基づいたさまざまな應儀礼が展開しており、同一歩調をとることをためらわせていたにちがいない。

結びにかえて — 貞享元年の画期 —

これまで明らかにしてきたように、「生類憐み」政策の成立時期は貞享元年（一六八四）五月から六月初旬頃に求められる。それでは、なぜこの時期に「生類憐み」概念がその姿を現しはじめたのであろうか。その歴史的意義を究明することは重要であろう。

そこで、綱吉政権にとって貞享元年がどのような意味をもつ年であったのかを考えてみよう。それまで綱吉政権は、その成立当初から「仁政」の政治路線を明確にし、將軍専制のための人事をおこない、そのうえで風俗の乱れや綱紀の緩み、そして奢侈の横行などの社会悪の是正に取り組み、賞罰厳明策とからめて断固たる態度で政治にのぞんだ。そして、その実現のために、人々には精神改造を要求し、その徳目として「忠孝」と「礼儀」を掲げ、それを天和二年（一六八二）五月の

「忠孝高札」や同三年七月の「武家諸法度」に盛り込み、その励行を強制した。まさに「天和の治」と呼ばれるきびしい政治を展開したのである。

貞享期を迎えても、綱吉政権の政治路線に大きな変化はなかったが、貞享元年の幕府の大事業は同年二月三十日の服忌令の公布と九月二十一日の大名への領知宛行状の交付といつてよい。大名への領知宛行状の交付は、將軍による統一的知行体系の掌握を意味するものであり、綱吉の「天下人」としての実質的地位を保証するものであった。貞享元年の前半期はそうした方向に向かって突き進んでいる時期であった。

また服忌令は、わが国では律令国家までさかのぼり、古代中国の五服制を模取して養老令での喪葬令服紀條となり、別に假寧令職事官遵父母喪解官條を定めていた。ここには近親の度合いに応じて喪に服す期間が定められ、喪に服する者に与えられるべき休暇日数も規定されていた。そして、平安期に入ると、神祇信仰をもとに死穢やその他の穢を避けるべきことが法制化された。中世になると、諸神社では服忌令を制定し、親族の喪や人・動物の産・死などによって生じる穢が消滅するまで何日間閉じこもっているべきかを定め、神社の参詣人や神官に遵守を求めた。

近世に入って、幕府法としての服忌令は綱吉政権がはじめて制定・公布した。これは直接には將軍家への出仕にあたって適用しようとしたものだが、全国に触れたことで、国家権力がその遵守を強制するものとなり、親族間の服忌日数の格差を厳格にすることによって、家族親族秩序を明確にしようとするものであった。そして、すでに家光時代から成立していた東照大権現と將軍に穢を及ぼすべきではないとする考え方を取り入れて、將軍家の權威を高め、幕藩制秩序確立の一助とするという服忌令の意義（穢の側面）を、さらに徹底させると同時に、儒教的な礼制に倣って、家族親族秩序を明確にして身分秩序の維

持強化をはかるといふ意義（礼の側面）をも、服忌令の重要な意義の一つとして加えることになったのである。⁵⁸⁾

この服忌令の制定過程は大老堀田正俊によって書き留められた「服忌令始末記」⁵⁹⁾によって判明する。これによれば、天和三年六月七日、江戸城内で、当時服忌令が混雑しているのを改めたいという將軍の「上意」が側用人牧野成貞を通じて大老堀田正俊に伝えられ、その制定の準備がはじまった。堀田は儒者の林信篤・人見友元・木下順庵、それに神道家の吉川惟足にその調査を命じ、儒学を基礎とした服の規定や「神祇道服忌令」に関する情報をあつめさせ、検討させたのである。その際、「伊勢服忌令」は山田奉行桑山下野守貞寄を通じて、また「日光服忌令」は東叡山寛永寺の役僧を通じて、さらに「禁裏御用之服忌令」は京都所司代稻葉丹後守正往を通じて手に入れ、参考にしたのであった。これらに仏教にみられる忌引き日数などを加味して、幕府の服忌令が出来上がり、貞享元年二月三十日に御三家と甲府家に、三月に諸大名と交代寄合に伝達された。

そして、貞享三年四月には、貞享元年の服忌令成立後まもなく若年寄稻葉正休によって暗殺された大老堀田正俊に代わって老中大久保忠朝が中心となり、その後も維持されていく服忌日数に改正し、また十七か条からなる施行細則的な「追加」規定も設けた。以後、同年五月、同五年五月、元禄四年（一六九二）九月、同五年九月、同六年十二月にも部分的な追加および改正をおこない、また元禄元年十二月六日に紅葉山・寛永寺・増上寺の靈廟参詣の際の供奉者の清斎の規定、続いて同月二十二日に紅葉山東照宮の正月社参や紅葉山へ名代が遣わされる際の清斎の規定などを加えた。

貞享元年の幕府服忌令では、服忌以外の触穢に関する規定を簡略化し、産穢・血荒・流産・死穢・踏合の五項目に限定し、日数も短縮したが、元禄元年法ではこれとは別に、東照宮社参や靈廟参詣などの場

合には穢を避けるきびしい法令を制定し、これを参詣に供奉する者に遵守させることにした。

たとえば、寛永寺・紅葉山・増上寺の参詣の時の清斎についてみると、産穢の者と同じ火で調理した物を食べた場合には行水して供奉すること、灸をすえた者や針を打って血などが出た者も同じである、鼻血や血痰・下血があった者も血が止まったならば行水して供奉すること、怪我などで出血した者は目にふれないように退いて供奉すること、屋敷内で飼っている牛馬雞家犬羊が同じ棟内で死んだ場合には一日の穢であるから供奉できない（ただし、鳥獣の死は穢とならない）、動物の肉を食べた場合、羚羊狼兎狸雞ならば五日、牛馬ならば百五十日、豕犬羊鹿猿猪ならば七十日の食穢となるのでその間は供奉できない、二足の動物は前日の朝六ツ時より食べてはいけない、五辛（辛味のある五種の蔬菜で、仏家では大蒜・茗葱・慈葱・蘭葱・興渠、道家では韭・薤・蒜・薑・胡荽を指す）は前日の朝六ツ時より食べてはいけない⁶⁰⁾、などの規定があった。將軍家にかかわる社参・仏参の際には死や血の穢をよりいっそう意識した触穢規定になったのである。

なお、貞享元年の服忌令の制定で注目されるのは、綱吉の唯一の男児であった徳松が五歳で死去した天和三年閏五月二十八日からまもない六月七日に制定に向けた調査が開始されていることである。嫡子の忌は十四日であったので、その法事が済んだ直後から進められたことになる。綱吉の將軍就任後、徳松は館林家を継ぎ、半年後の延宝八年（一六八〇）十一月二十七日に江戸城西丸に入り、「若君」と称すべきことが仰せ出され、將軍後継者としての地位が明確になっていた。神田館に仕えていた綱吉家臣の多くも徳松に付属することになった。それにもかかわらず、唯一かつ最愛の息子が夭折し、この時綱吉は三十八歳であったが、男児のいない將軍の立場に立たされたのである。綱吉にとって、徳松の死の衝撃は甚大であったにちがいない、服忌令の

制定はこれをきっかけにしていた可能性もある。そして、服忌令公布のひと月半後の貞享元年四月十七日から十日間、綱吉は病の床にあり、病氣と向き合っていた。

こうした現実には直面して、綱吉の殺生や血の穢を極度に嫌うといった個人的資質ともかわるのであるが、徳松の死をきっかけとして「生類憐み」観念を助長させた可能性があり、この観念が動物の殺生や虐待による死や血と直結していることからすれば、そうした穢意識を内在させた服忌令の制定・公布とのかかわりも十分注意されてよい。いっぽうで、綱吉政権は、現実的に「天和の治」の悪弊是正の教化政策から「生類憐み」政策を自立・昇華させ、穢体系とは別種の「生類憐み」体系を生み出してその志を人々に強制したのである。そして、この志の強制を通じて、將軍家の権威を高め、人を含む「生類」を憐れむという道徳を社会に浸透させることで、パラダイムの転換を意図したのであり、その志を実践することは強者が弱者に対する、人が動物に対する礼ともなったのである。つまり、「生類憐み」観念は、仏教の殺生禁断や神道・儒教の穢の系譜を引きつつ、この期の社会のありように規定されて生まれ、その政策は綱吉政権が目ざした「仁政」実現のための社会悪是正策の象徴としての意味をもつものであったといえよう。

注

(1) 大館右喜氏は、「生類憐愍政策の展開」(『所沢市史研究』第三号、一九七九年)のなかで、「生類憐み」の問題を「政策史」として説明する明確な説明はなされていないが、法令の追求に終始することなく、この政策の地方的展開の解明を通じて綱吉政権の性格を明らかにしようとしている。また、塚本学氏は、「生類をめぐる政治―元禄のフオークロア」(平凡社選書八〇、一九八三年)のなかで、「生類憐みの趣旨をかがげ、あるいはその趣旨にそった諸政策が一括して生類憐み令といわ

れ」(同書一〇三頁)、「いわゆる生類憐み令なるものも、將軍個人の嗜好の問題ではなく、当時代の社会状況へのひとつの対策であったことを考えてみるべきである」(同書四六頁)とする。塚本氏の論考は幅広い知見と豊富な史料収集とにより、人と動物の関係を歴史人類学視点から掘り下げていることも注目される。同氏の関連した論考に「江戸時代人と動物」(日本エディタースクール出版部、一九九五年)、「人物叢書・徳川綱吉」(吉川弘文館、一九九八年)がある。

(2) 「江戸町触集成」第二巻、一五四―五頁、二五四―五号。

(3) 徳富蘇峰「近世日本国民史・元禄時代下巻」(民友社、一九二五年)一九三―二四三頁。栗田元次「江戸時代史」上二(綜合日本史大系・第九卷、内外書籍、一九二七年)四二七―四五二頁。同書は復刻され、「江戸時代史」上巻(近藤出版社、一九七六年)に「生類憐愍令」(六〇五―六一三頁)の項目がある。近年の成果としては、高埜利彦編「日本の時代史⑤元禄の社会と文化」(吉川弘文館、二〇〇三年)五六―七頁。本書は最新の概説書だが、このなかで高埜氏は貞享四年説を採用している。高埜利彦「日本の歴史③元禄・享保の時代」集英社、一九九二年)一三二―四二頁。本書では、高埜氏は貞享四年説を採用しつつ、貞享二年説の可能性をも指摘している。

(4) 「御当家令條」四六八号(『近世法制史料叢書』二)二二七頁。
 (5) 三上参次「江戸時代史」下巻(富山房、一九四四年)、木村礎「徳川綱吉」(北島正元編「徳川將軍列伝」、秋田書店、一九七四年)、本論はその後「木村礎著作集三・藩領と大名」(名著出版、一九九七年)に収録されている。桑田忠親「徳川綱吉と元禄時代」(秋田書店、一九七五年)、尾藤正英「日本の歴史第十九巻・元禄時代」(小学館、一九七五年)二八二―二七頁。

(6) 「江戸町触集成」第一巻、一一〇頁、一三三―五六号。
 (7) 児玉幸多「日本の歴史第十六巻・元禄時代」(中央公論社、一九六六年)二九七―九頁、大石慎三郎「元禄時代」(岩波新書七五五、一九七〇年)一四一―一三頁、山室恭子「黄門さまと公方さま」(文藝春秋、一九九八年)。

(8) 塚本学「人物叢書・徳川綱吉」(吉川弘文館、一九九八年)一〇二頁。
 (9) 原田信男「歴史のなかの米と肉」(平凡社選書一四七、一九九三年)七

○・七九頁。ここには、日本歴史における食肉の禁忌と米食との関係が示されていて興味深い。

- (10) 「御当家令條」三七三号(「近世法制史料叢書」二)二〇六―七頁。
 (11) 塚本学「生類をめぐる政治」(平凡社選書八〇、一九八三年)一四一頁。
 (12) 林基「松波勘十郎捜索三」(茨城県史研究)第三十一号、一九七五年。
 (13) 「正宝事録」第一卷、二四四―四五頁。
 (14) 「江戸町触集成」第二卷、一一三―四頁、二三七二号、「京都御役所向大概覚書」下巻、二六〇頁、「加賀藩史料」第四卷、八一六―七頁、「会津藩家世実紀」第四卷、二四八頁、「新秋田叢書」十二、二二―二頁、「鹿児島県史料」旧記雑録追録一、七四〇頁、「仙台藩史料大成・伊達治家記録十」四三七頁、「岡山県史」第二十一卷・備前家わけ資料、一七頁、「鶴岡市史資料篇・荘内史料集九・鶴ヶ岡大庄屋川上記」上巻、二六六頁、「八戸市史」史料編近世一、四一九頁。そのほか、「藩法集」の徳島・鳥取藩などでも確認できる。
 (15) 「新秋田叢書」十二、二二―二頁。
 (16) 「鶴岡市史資料篇・荘内史料集九・鶴ヶ岡大庄屋川上記」上巻、二六六―七頁。
 (17) 「鹿児島県史料」旧記雑録追録一、七四三―四頁。
 (18) 塚本学「生類をめぐる政治―元禄のフォークロア」(平凡社選書八〇、一九八三年)二〇七頁。
 (19) 「会津藩家世実紀」第四卷、二四八頁。
 (20) 「会津藩家世実紀」第三卷、四八二頁。
 (21) 「仙台馬養録」(明治百年史叢書・日本馬政史)第二卷)五七―八頁。
 (22) 「徳川実紀」第五篇、三七九頁。
 (23) 注(21)に同じ。
 (24) 拙稿「網吉政権初期の鷹政策」(「法政大学教養部紀要」第一〇七号特別号、一九九八年)、拙著「將軍の鷹狩り」(同成社江戸時代史叢書三、一九九九年)六七―八一頁、拙稿「生類憐み政策下における放鷹制度の変容過程」(「人間環境論集」第一卷第一号、法政大学人間環境学会、二〇〇〇年)。
 (25) 「御当家令條」二〇八号(「近世法制史料叢書」二)一〇五頁。

(26) 「御触書寛保集成」九六九―七〇頁、一九六五号。
 (27) 「江戸幕府日記・姫路酒井家本」第六卷(ゆまに書房、二〇〇三年)一六九頁。

- (28) 「御仕置裁許帳」六七二号(「近世法制史料叢書」二)二八五頁。
 (29) 右同書、六六八―六七一号、二八四―五頁。
 (30) 「会津藩家世実紀」第一卷、二五二―三頁。
 (31) 右同書、三六八―九頁。
 (32) 右同書、四一九頁。
 (33) 右同書、五一八―九頁。
 (34) 「岡山県史」第二十一卷・備前家わけ資料、六一―二頁。
 (35) 「鶴岡市史資料篇・荘内史料集九・鶴ヶ岡大庄屋川上記」上巻、二六五頁。
 (36) 注(9)に同じ、一〇九―一七頁。
 (37) 「江戸町触集成」第二卷、一四〇頁、二四七七号。
 (38) 「正宝事録」第一卷、二五四頁、七二五号、「竹橋蘆簡」巻四(「竹橋余筆」)八三―四頁、「憲教類典」四(「内閣文庫所蔵史籍叢刊」四)四七〇―一頁。
 (39) 「正宝事録」第一卷、二五四頁、七一四号。
 (40) 「徳川実紀」第五篇、五九五頁。
 (41) 「正宝事録」第一卷、二五五―六頁、七一九号。
 (42) 「江戸町触集成」第二卷、一五九―六〇頁、二五六六号、「京都御役所向大概覚書」下巻、二六六―七頁、「三郷市史」第二卷・近世史料編一、二五八頁、「加賀藩史料」第四卷、八八四頁、「宮古市史」資料集近世一、一五三頁、「仙台藩史料大成・伊達治家記録十一」一五四頁、「藩法集二・鳥取藩」四二三頁、三三〇号、「藩法集七・熊本藩」三九八頁、七四八号、「藩法集十二・統諸藩」(「龜山藩」)四一―二頁、六一号など。
 (43) 「江戸町触集成」第二卷、一六〇頁、二五六七号。
 (44) 右同書、一七一―二頁、二六一七号。
 (45) 「集義外書」巻四(「増訂蕃山全集」第二冊)八〇―一頁。本書の社会経済改革論が幕府の忌諱に触れるおそれがあったため、生前には出版されず、宝永七年(一七一〇)に刊行された。

(46) 「柳菴日次記」 独立行政法人国立公文書館内閣文庫蔵。

(47) 『会津藩家世実紀』 第四卷、一一九頁。会津藩がこの年からの幕府への巢窟献上停止の直接的な理由を、「今程生類憐れ之事被仰出候節二付」と記録していることについてはすでに塚本学氏の指摘がある。また、同氏は『会津藩家世実紀』の元禄十年五月七日条に「生類二不手指様従公儀被仰出候通可相守旨改而被仰出」として「天和三年三月従公儀被仰出候通」との記述や、さらに同書の宝永六年正月二十日条に「天和三年常憲院様御世、生類憐れ之儀被仰出」との記述があることも指摘している。同氏はこれらの史料の存在を前提として「同書（会津藩家世実紀）でも天和三年三月条には格別の記事がない。天和二年三月の鷹師大量減員が後年からみて生類憐れみの令の開始と判断され、貞享元年の件もこれに伴う措置にすぎないのか。あるいは未知の法令があるのか。しばらく疑問としておきたい」（『江戸時代人と動物』 日本エディタースクール出版部、一九九五年、一〇六―七頁）と総括している。しかし、別の著作では「生類憐れみなるものは、綱吉個人の恣意によつて、あるとき突然はじまったというものではないから、始期を特定することはむずかしい」（『生類をめぐる政治―元禄のフオークロア― 平凡社選書八〇、一九八三年、一一四―五頁）とし、また「生類憐れみの令という総括的な法規が制定されたわけではなく、生類憐れみの趣旨をかけたさまざまな命令があり、措置がとられたのだから、生類憐れみの政策がいつから始まるかを明確に指示することはできない」（『人物叢書・徳川綱吉』 吉川弘文館、一九九八年、一〇二頁）とも述べている。このように、同氏は「生類憐れみ」政策の成立時期の解明の困難性を指摘しているのだが、筆者は、この政策の成立時期の問題は単にその解明のみならず、綱吉政権期の政治と社会のありようを見極めるうえからも重要だと考えている。すでに同氏が指摘しているように、綱吉政権はその成立当初から生類愛護にかかわる馬の筋延ばし禁令を出し、その後も生類愛護にかかわる法令を頻りに出し、しだいに「生類憐れみ」の趣旨をにかけてその徹底をはかっていった。初期の生類愛護とその後の「生類憐れみ」をかけた生類愛護との差は「生類憐れみ」概念の成立に求められよう。このように考えてみると、塚本氏が指摘した「会津藩家世実紀」の三つの記事は重要である。同書で「生類憐

み」のはじまりを天和三年とする二つの記事は、後年の回顧記事であり、また当時幕府・会津藩双方の史料から「生類憐れみ」に関する記事が確認できないところから、その信憑性はきわめて低いといえよう。これに対して、貞享元年六月の記事は同時代のものであり、「今程」という限定的な時間設定で幕府から「生類憐れみ」を申し渡され、これを契機に会津藩では幕府への巢窟献上を停止しており、その信憑性は客観的にみても高いといえよう。このように、この記事は幕府の命令のなかに記述された「生類憐れみ」の文言を書き留めており、これはその初見でもあり、きわめて重要な意味合いをもっている。ただ、惜しむらくは現段階でその「生類憐れみ」の具体的な内容が判明していないわけだが、それは今後の史料発掘に期待せざるをえない。

(48) 『会津藩家世実紀』 第四卷、五七六頁。

(49) 右同書、四二―三頁。

(50) 「松前年々記」（『松前町史』 史料編第一卷）六三頁。

(51) 「今治郷土史・今治拾遺」 資料編近世一、七四頁。

(52) 「鶴岡市史資料篇・荘内史料集九・鶴ヶ岡大庄屋川上記」 上巻、二九一―二頁。

(53) 「仙台藩史料大成・伊達治家記録十二」 四六三頁。

(54) 岡崎寛徳「幕府生類憐れみと大名の鷹贈答」（『大倉山論集』 第四十三輯、財団法人大倉精神文化研究所、一九九九年）。

(55) 「鸚鵡籠中記」 一（『名古屋叢書統編』 第九卷）一八九頁。

(56) 「憲教類典」 五（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』 四十二）一七―八頁。

(57) 「御触書寛保集成」 八―九頁、六号。

(58) 林由紀子「近世服忌令の研究」 清文堂、一九九八年、四五―六六頁。

(59) 「紀氏叢書」 独立行政法人国立公文書館内閣文庫蔵。

(60) 「御当家令條」 五五七号（『近世法制史料叢書』 二二）二六九―七一頁。

(61) 「御触書寛保集成」 五〇―一七頁、九五三号。

(62) 「徳川実紀」 第五篇、三八九頁。